

21世紀のわがまちを育む

# 第1次柳川市総合計画

基本構想・基本計画

平成19年2月









柳川市史別編（(新柳川明証図会)）（撮影；橋本文夫）より



市の木 柳



市の花 藤



市の花 花しょうぶ

## はじめに

今、日本は人口減少時代に突入し、大きな社会変化のなかで、国においては構造改革等が進められ、地方自治は大きな転換期にあります。平成17年3月21日に旧柳川市、旧大和町、旧三橋町が合併し、誕生したばかりの柳川市においても、合併という究極の行財政改革を成し遂げました。しかし、依然として厳しい財政状況に変わりなく、これからは、自らの責任と選択に基づき、個性を生かしたまちづくりを目指していかなければなりません。

このような状況のなか策定した「第1次柳川市総合計画」は、旧1市2町の歴史や伝統文化、特性を生かした上で、新市の一体感を醸成しつつ、本市が目指すまちの将来像「生きがいと活力に満ち 自然と共生する住みよいまち」を実現するための具体的な施策を明らかにしたものです。

この計画策定に当たっては、総合計画審議会委員の公募、各種団体との懇談会やまちづくりワークショップの開催、市民アンケートやパブリック・コメントの実施など、さまざまな市民参画の機会を設け、地域審議会も含めて、いただいたご意見を可能な限り反映させることに努めてまいりました。

私は、市民の皆様に「柳川市に住んでよかった」と、また、市外の方には「あのまちに住んでみたい」と思っただけのよう、総合計画の実現に向け全力で取り組んでまいります。

最後に、計画策定にご尽力いただいた関係各位に心から感謝申し上げますとともに、計画実現に向け、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成19年2月

柳川市長 石田 宝藏



# YANAGAWA

---

# CONTENTS


## 目次

### 第1編 序論

第1章	計画策定の背景と目的	2
第2章	計画の概要	3
第1節	計画の位置づけと性格	3
第2節	計画の基本的な考え方	4
第3節	計画の構成と期間	5
第3章	柳川市のあゆみと特性	6
第1節	柳川市のあゆみ	6
第2節	柳川市の特性	8
第4章	時代の潮流	17
第5章	まちづくりの主要課題	23

### 第2編 基本構想

第1章	まちづくりの基本理念と将来像	28
第1節	まちづくりの基本理念	28
第2節	まちの将来像	29
第2章	将来フレーム	30
第3章	土地利用構想	34
第1節	土地利用の基本方針	34
第2節	地域別の土地利用方針	35
第3節	道路交通網の確立	38



<b>第4章 施策の大綱</b> .....	40
第1節 協働による市民主役のまちづくり .....	42
第2節 魅力と個性あふれる教育・文化づくり .....	44
第3節 やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり .....	46
第4節 地域特性を生かした活力ある産業づくり .....	48
第5節 豊かな風土と調和した快適な都市基盤づくり .....	51
第6節 安全で安心、うるおいのある生活環境づくり .....	54
<b>第5章 重点プロジェクト</b> .....	56
1 市民との協働プロジェクト .....	57
～市民力が元気の源～	
2 柳川ブランド化プロジェクト .....	57
～地域力が元気の源～	
3 自然との共生プロジェクト .....	58
～共生が元気の源～	
4 住みよいまちづくりプロジェクト .....	58
～住みよさが元気の源～	
5 安心して生活できるまちづくりプロジェクト .....	59
～安全と安心が元気の源～	
<b>第6章 総合計画を実現するために</b> .....	60
1 効果的・効率的な行政経営の推進 .....	60
2 健全な財政運営の推進 .....	61
3 自立と自律のまちづくり .....	61

## 第3編 基本計画

### 第1章 行財政運営の基本方針

第1節 効果的・効率的な行政経営の推進	64
1 市民の視点に立った行政経営	64
2 効率的な行政組織等の見直し	66
3 広域行政の推進	68
第2節 健全な財政運営の推進	70

### 第2章 まちづくりの基本方針

第1節 協働による市民主役のまちづくり	74
1 コミュニティの充実と強化	74
2 市民と行政のパートナーシップの確立	78
3 人権の尊重	81
4 男女共同参画社会の形成	83
5 国際交流の推進	85
第2節 魅力と個性あふれる教育・文化づくり	86
1 生きる力を育む特色ある教育の構築	86
2 連携して進める青少年健全育成	94
3 自主的な活動を促進する生涯学習の充実	96
4 芸術文化の振興と文化財の保護・活用	99
5 健全な身体をつくるスポーツ・レクリエーション活動の推進	104
第3節 やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり	107
1 高齢者が元気で活躍できる環境整備	107
2 未来に羽ばたく子どもの子育て支援の推進	110
3 だれもが不自由なく暮らせるまちづくりの推進	112
4 心とからだの健康づくりの推進	115
5 社会保障制度の充実	122
第4節 地域特性を生かした活力ある産業づくり	127
1 地域力を生かした産業の振興	127
2 地元雇用と新たな産業の創出	130
3 発展性と創造性のある農業の振興	132
4 豊かな海が育てる水産業の振興	138
5 元気と賑わいのある商工業・サービス業の振興	144
6 「水郷まち歩き」観光の振興	150
7 勤労者福祉と消費者保護の充実	153

第5節 豊かな風土と調和した快適な都市基盤づくり	155
1 計画的な土地利用の推進	155
2 活力あふれる市街地づくり	158
3 魅力ある定住環境づくり	160
4 美しいまちづくりの推進	163
5 癒しを提供する緑地空間づくり	165
6 利便性に優れた交通アクセスの整備	167
7 市民の移動手段としての公共交通機関の整備	171
8 多様な交流を活発にする情報基盤の整備	174
第6節 安全で安心、うるおいのある生活環境づくり	176
1 自然と共生する河川・水路の浄化	176
2 安全できれいな水の確保	180
3 環境と共存できる循環型社会の形成	183
4 環境衛生の推進	186
5 安全で安心できる防災・消防・防犯・交通安全対策の推進	188

### 第3章 重点施策

1 市民との協働プロジェクト	194
2 柳川ブランド化プロジェクト	195
3 自然との共生プロジェクト	196
4 住みよいまちづくりプロジェクト	197
5 安心して生活できるまちづくりプロジェクト	198

### 資料編

1 柳川市附属機関の設置に関する条例	200
2 柳川市総合計画審議会規則	201
3 第1次柳川市総合計画審議会委員名簿	202
4 柳川市総合計画審議会運営要領	203
5 柳川市総合計画策定委員会設置要綱	204
6 柳川市総合計画策定主任者会運営要領	205
7 諮問書	206
8 答申書	207
9 計画策定の経緯	208
10 市民参画の取り組み	209



# 第1編

## 序論

YANAGAWA





## 第1章

# 計画策定の背景と目的

近年の我が国を取り巻く情勢は、少子化・高齢化の進展や高度情報化、地球規模での環境破壊、厳しい経済・財政状況などにより急激に変化しています。地方自治体においても新たな地方のあり方が問われ、地域の実情や今後ますます高度化・多様化することが予想される市民<sup>※</sup>ニーズを的確に反映させることができるよう自己決定・自己責任による地方分権時代に対応できる自治能力の向上を図ることが求められています。

このように地方においても大きな転換期を迎え、全国的に市町村合併が進められる中、平成17年3月21日に旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の合併により柳川市が誕生しました。

旧市町は、これまでそれぞれの総合計画をもとに将来像の実現に向けた行政運営を行ってきました。このたびの合併に際し、柳川市・大和町・三橋町合併協議会では、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、平成16年6月に「新市建設計画」を策定しました。

第1次柳川市総合計画は、この新市建設計画の考え方を基本にしなが、旧1市2町の歴史や伝統文化、特性を生かすとともに、新市の一体感の醸成を育み、目指すべき「まちの将来像」を実現するため、本市の今後10年間のまちづくりの設計図を示すことを目的として策定するものです。

### ■ 総合計画とは…

地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定されています。

#### ※市民

この計画で「市民」とは、市内で生活する人や通勤・通学する人、企業、NPO法人、ボランティア団体、コミュニティなどまちづくりに関わるすべての主体を指すこととします。ただし、それぞれの団体等の単独の表現がなじむ場合は、単独の表現としています。

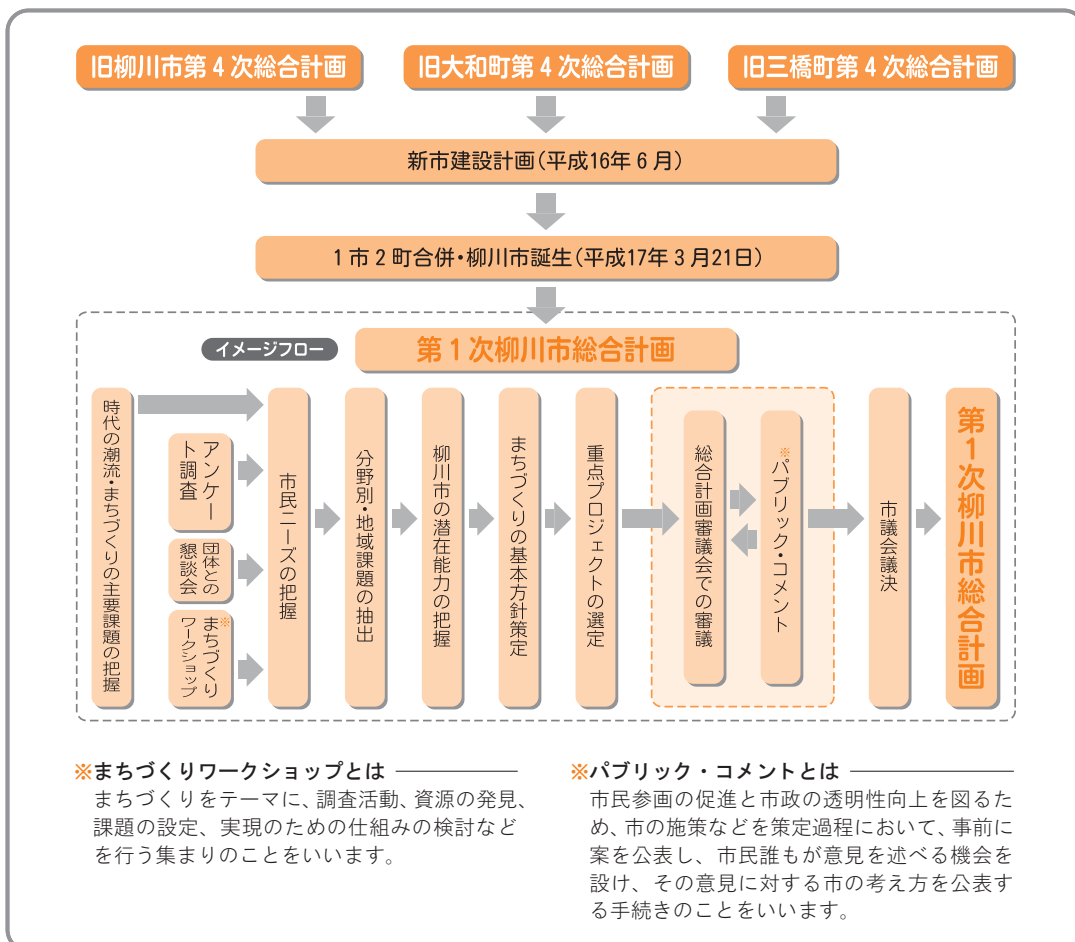
## 第2章 計画の概要

### 第1節 計画の位置づけと性格

この計画は、本市の自然、社会、経済環境を認識し、長期的展望に立ちながら本市の目指すべきまちの将来像を明らかにし、それを実現するための総合的、計画的かつ体系的なまちづくりの指針となるものです。即ち、本市の行財政運営の指針を示す最上位の計画として位置づけられるとともに、市民に対してまちづくりの目標とその実現方法を示すものです。

また、本市の個性と特性をアピールし、まちづくりの目標を実現するためのまちの経営ビジョンを示すとともに、国・県などの上位・関連計画との整合性を持たせます。

#### 計画策定の考え方







## 第2節 計画の基本的な考え方

### 1 市民と行政が共有するまちづくり戦略計画

まちづくりを進める上で、全国的な視点から市民個人の視点に至る新たな潮流を的確に把握する必要があります。また、これからのまちづくりには、市民と行政などのあらゆる主体が、対等な主体として共に考え、担う協働<sup>\*</sup>型への転換が必要となっています。これらの理由から、計画に掲げる将来像の実現に向け、情報の共有や市民の意見の反映に努めながら、市民と行政が共有するまちづくりの戦略計画とします。

### 2 成果重視のまちづくり計画

1市2町の合併の実現により、将来への展望が開け、本市の持つポテンシャル（発展可能性）は高まりました。一方で、これからのまちづくりにはこれまで以上に広い視野で取り組む必要があるため、いろいろな角度からまちづくりを検証し、均衡ある発展のための施策を進めなければなりません。本市の地域特性を生かし、地域の実情に即した市民ニーズに適切に対応できる計画とするとともに、その成果を重視したまちづくり計画とします。

### 3 行政経営計画

分権型社会の進展に対応し、地方自治の本旨である「自己決定・自己責任」の考えのもと、自主的で自立的、効率的な行政システムづくりや市民と行政のパートナーシップ<sup>\*</sup>による開かれた市政運営を図ることが求められています。このため、行財政改革の一層の推進と財政基盤の強化を図り、実効性の高い行政経営ビジョンの基本的な考え方を示す計画とします。

#### ※協働

この計画で「協働」とは、さまざまな主体が、自主的、自発的に共通の活動領域において相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力することを指すこととします。

#### ※パートナーシップ

友好的な協力関係のこと。

### 第3節 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、平成28年度を目標年次とします。

#### 1 基本構想

基本構想は、本市の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像とこれを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。

基本構想の期間は、平成19年度（2007年度）を初年度とし、平成28年度（2016年度）までの10年間とします。

#### 2 基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したもので、実施計画の基礎となります。

基本計画の期間は、基本構想と同じく10年間としますが、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すこともあります。

#### 3 実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法を具体化したもので、各年度の予算編成の指針となります。

実施計画の期間は3年とし、毎年度策定するローリング方式を採用します。

また、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に改善するため、計画に掲げられる施策や事業を対象とし、その妥当性や有効性などを客観的に評価する行政評価システムと連動させます。

#### 総合計画の計画期間

